

平成27年度 クリーンプラザふじみ周辺大気の測定（施設稼働前後の変化）

測定場所	項目	環境基準	夏			冬		
			①稼働前	②稼働後	②-①差異	①稼働前	②稼働後	②-①差異
三鷹市立南浦小学校	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均0.1mg/m ³ 以下, 1時間0.2mg/m ³ 以下	0.011	0.018	0.007	0.019	0.016	-0.003
	二酸化いおう	1時間値の1日平均0.04ppm以下, 1時間0.1ppm以下	0.003	0.002	-0.001	0.002	0.002	0
	窒素酸化物	1時間値の1日平均0.04ppm~0.06ppm内か以下	0.011	0.011	0	0.020	0.031	0.011
	塩化水素	0.02ppm以下	0.0007	0.0003	-0.0004	0.0003	0.0002	-0.0001
	ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ N以下	0.0095	0.0140	0.0045	0.065	0.022	-0.043
	水銀	大気汚染防止法に基づく大気中水銀濃度の指針値(年平均値0.04μgHg/m ³)	0.0013	0.0012	-0.0001	0.0017	0.0016	-0.0001
しいの木公園	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均0.1mg/m ³ 以下, 1時間0.2mg/m ³ 以下	0.017	0.024	0.007	0.017	0.015	-0.002
	二酸化いおう	1時間値の1日平均0.04ppm以下, 1時間0.1ppm以下	0.004	0.001	-0.003	0.002	0.001	-0.001
	窒素酸化物	1時間値の1日平均0.04ppm~0.06ppm内か以下	0.009	0.010	0.001	0.019	0.025	0.006
	塩化水素	0.02ppm以下	0.0006	0.0005	-0.0001	0.0001	0.0002	0.0001
	ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ N以下	0.011	0.014	0.003	0.053	0.022	-0.031
	水銀	大気汚染防止法に基づく大気中水銀濃度の指針値(年平均値0.04μgHg/m ³)	0.0013	0.0017	0.0004	0.002	0.0018	-0.0002

※ 塩化水素については、環境基準の設定がないので、環境庁大気保全局長通達(昭和52年6月16日環大規 136号)の中で「目標環境濃度は、日本産業衛生学会(許容濃度に関する委員会勧告)に示された労働環境濃度を参考として 0.02ppm」とされており、本値を環境保全目標値と設定した。

※ 稼働前の測定は、三鷹市立南浦小学校と、しいの木公園については平成24年に行った。

※ 測定は、それぞれ連続1週間の平均である。

平成26年度から、クリーンプラザふじみ周辺大気の測定は、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」第13条(環境測定及び調査)及び別冊(1)協定書の条文に基づき別に定める事項 ①第13条第2項に定める測定項目、測定方法、回数等により、三鷹市立南浦小学校、しいの木公園の2箇所とする。